

(介 護 予 防) 短 期 入 所 療 養 介 護

I 概 要

- 短期入所療養介護・・・居宅の要介護者を介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うもの
- 介護予防短期入所療養介護・・・居宅の要支援者を、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うもの
- 短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

II 指 定 基 準

1 人 員 基 準

区分	1 介護老人保健施設(みなし指定)	2 指定介護療養型医療施設(みなし指定)	3 療養病床を有する病院、診療所	4 診療所 (2、3を除く)	5 介護医療院
基準	介護老人保健施設としての基準を満たしていること	指定介護療養型医療施設としての基準を満たしていること	療養病床を有する病院、診療所として医療法上の基準を満たしていること	病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数に対し 3:1 以上	介護医療院としての基準を満たしていること

2 設備基準

(1) 短期入所療養介護（従来型）

区分	1 介護老人保健施設（みなし指定）	2 指定介護療養型医療施設（みなし指定）	3 療養病床を有する病院、診療所	4 診療所（2、3を除く）	5 介護医療院
基準	介護老人保健施設としての基準を満たしていること	指定介護療養型医療施設としての基準を満たしていること	療養病床を有する病院、診療所として医療法上の基準を満たしていること	・病室の床面積は利用者1人につき6.4㎡ ・浴室を有する ・機能訓練を行うための場所を有する	介護医療院としての基準を満たしていること

(2) ユニット型指定短期入所療養介護

区分	介護老人保健施設（みなし指定）	指定介護療養型医療施設（みなし指定）	療養病床を有する病院、診療所	介護医療院
基準	ユニット型指定介護老人保健施設としての基準を満たしていること	ユニット型指定介護療養型医療施設としての基準を満たしていること	ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院、診療所）として医療法上の基準を満たしていること	ユニット型介護医療院としての基準を満たしていること

3 運営基準

区分	基準
利用料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）短期入所療養介護の利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により特別な療養室の提供に伴う費用 4 利用者の選定により特別な食事の提供に伴う費用 5 送迎費用 6 食事の提供に要する費用 7 理美容代 8 その他日常生活費 9 滞在に要する費用
運営規程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 指定（介護予防）短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 4 通常の送迎の実施地域 5 施設利用に当たっての留意事項 6 非常災害対策 7 虐待の防止のための措置に関する事項（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 8 その他運営に関する重要事項

勤務体制	<ol style="list-style-type: none"> 適切な指定（介護予防）短期入所療養介護を提供できるよう事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めること 全ての従業員（看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（新たに採用した従業員は、採用後1年間の猶予期間あり）（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 職場におけるハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じること
（介護予防）短期入所療養介護計画	<ol style="list-style-type: none"> サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所療養介護計画を作成すること（居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って）。 （介護予防）短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 （介護予防）短期入所療養介護計画は利用者に交付すること。 居宅（介護予防）サービス計画を作成している指定居宅介護（介護予防）支援事業者から（介護予防）短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
業務継続計画の策定等	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、入所者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p>
非常災害対策	<ol style="list-style-type: none"> 事業所周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導体制を整備すること 非常災害に対する計画、体制について、従業員へ定期的に周知すること 避難、救出等の訓練を定期的実施すること 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること 従業員を防災に関する研修に参加させる等従業員の防災教育に努めること 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること
衛生管理等	<ol style="list-style-type: none"> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底すること 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
事故発生の防止と対応	<p>事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、次に掲げるもののほか必要な措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故発生防止のための指針を整備すること 事故発生時の報告と、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）及び従業員に対する研修を定期的実施すること 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと（※担当者の配置は、経過措置により令和3年9月30日までは努力義務）

虐待の防止	虐待の発生、その再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 (※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務) 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催し、その結果を従業員に周知徹底すること 2 虐待の防止のための指針を整備すること 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること 4 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと
掲示	事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。 1 運営規程の概要 2 従業員の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。

《留意事項》

【運営規程】

運営規程に定める「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きを定めておくことが望まれます。

身体拘束等の取り扱いについては、「身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省・身体拘束ゼロ作戦推進会議）」を参照。

【通常の送迎の実施地域】

- 1 通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。例えば、「事業所から〇km 以内の範囲」という定め方は客観的に区域が特定されるとは認められません。
- 2 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外に居住する者に対して送迎を行うことを妨げるものではありません。

【勤務体制】

- 1 勤務表は、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にする必要があります。
- 2 ユニット型の場合に配置が義務付けられているユニットリーダーは、当面はユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上(ユニット数が2以下の場合は1名)配置する必要があります。(併設事業所の場合は、本体施設と一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよい。)

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年静岡県条例第25号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成 25 年静岡県規則第 9 号)

- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成 25 年静岡県条例第 28 号)

- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

(平成 25 年静岡県規則第 13 号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunjyourei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

◎ 短期入所療養介護費の算定構造

利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、短期入所療養介護費は、算定しません。

1 施設等の区分

(介護老人保健施設型)

区 分	施設基準
(ユニット型)介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	<p style="text-align: center;">基本型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（短期入所利用者及び本体入所者）の数に対し3：1以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 ・ 入所者の居宅への退所時に、当該入所者等に対して退所後の療養上の指導を行っていること ・ 退所者の退所後30日以内に退所者の居宅を訪問する等、退所者の在宅生活が継続する見込みであることを確認し、記録すること ・ 入所者に必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること ・ 当該施設の医師が、理学療法士等に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと ・ 「在宅復帰・在宅療養支援等指標」が20以上であること
	<p style="text-align: center;">在宅強化型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（短期入所利用者及び本体入所者）の数に対し3：1以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 ・ 入所者の居宅への退所時に、当該入所者等に対して退所後の療養上の指導を行っていること ・ 退所者の退所後30日以内に退所者の居宅を訪問する等、退所者の在宅生活が継続する見込みであることを確認し、記録すること ・ 入所者に必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること ・ 当該施設の医師が、理学療法士等に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと ・ 「在宅復帰・在宅療養支援等指標」が60以上であること ・ 地域に貢献する活動を行っていること ・ 入所者に対し少なくとも週3回程度のリハビリテーションを実施していること

(ユニット型)介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> 算定日が属する月の前3月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等(短期入所利用者及び本体入所者)の数に対し3:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。
(ユニット型)介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> 算定日が属する月の前3月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等(短期入所利用者及び本体入所者)の数に対し3:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。 利用者等の合計数が40以下であること。
(ユニット型)介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅳ)	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等(短期入所利用者及び本体入所者)の数に対し3:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。

(病院療養型)

区 分		施設基準
病院療養病床短期入所療養介護	I型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し6:1以上(看護職員の最少必要数の2割以上は看護師) 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し4:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。 ほか
	II型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し6:1以上(看護職員の最少必要数の2割以上は看護師) 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し5:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。 ほか
	III型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し6:1以上(看護職員の最少必要数の2割以上は看護師) 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し6:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。 ほか
ユニット型病院療養病床短期入所療養介護		<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し6:1以上(看護職員の最少必要数の2割以上は看護師) 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し4:1以上 人員基準欠如に該当しないこと。 ほか

※ 指定が複数の病棟にわたっているときは、病棟ごとに届出を行う必要があります。

※ H27.4の報酬改定において、各区分に「療養機能強化型」の型が設けられました。

(診療所療養型)

区 分		施設基準
診療所短期入所療養介護	I 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 ほか
	II 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員又は介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 3 : 1 以上 ほか
ユニット型診療所短期入所療養介護		<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 ほか

※ H27.4 の報酬改定において、各区分に「療養機能強化型」の型が設けられました。

(認知症疾患型)

区 分		施設基準
認知症疾患型短期入所療養介護	I 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 3 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。
	II 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。
	III 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 5 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。
	IV 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。
	V 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上（入院患者の数を 4 で除した数から 5 で除した数を減じた数の範囲内で介護職員可。看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。

ユニット型 認知症患者 短期入所 療養介護	I 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 3 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 6 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。
	II 型	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上（看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師） 介護職員の数が常勤換算方法で利用者の数及び入院患者の数の合計数に対し 4 : 1 以上 人員基準欠如に該当しないこと。

※ 指定が複数の病棟にわたっているときは、病棟ごとに届出を行う必要があります。

(介護医療院型)

区 分		施設基準
(ユニット型) I 型介護医療院短期入所療養介護費 (I)	併設型 小規模 介護医療院以外	<ol style="list-style-type: none"> I 型療養床を有する介護医療院であること。 I 型療養棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等（当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者及び本体入所者）の数の合計数に対し 6 : 1 以上であること。 I 型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し 4 : 1 以上であること。 看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護師であること。 入所者等に対し、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること。 地域に貢献する活動を行っていること 次のいずれにも適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> 算定日の属する月の前 3 月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 算定日が属する月の前 3 月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 算定日が属する月の前 3 月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が 100 分の 10 以上であること。 <ol style="list-style-type: none"> 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 上記②及び③について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。 人員基準欠如に該当しないこと。

	併設型 小規模 介護医 療院	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記「併設型小規模介護医療院以外」の場合の要件のうち、1、2、5、6、7、8、9に該当すること。 2 I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。
(ユニット型) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	併設型 小規模 介護医 療院以 外	<ol style="list-style-type: none"> 1 I型療養床を有する介護医療院であること。 2 I型療養棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。 3 I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し4：1以上であること。 4 看護職員の最小必要数の2割以上は看護師であること。 5 入所者等に対し、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること。 6 地域に貢献する活動を行っていること 7 次のいずれかに適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の30以上であること。 8 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の5以上であること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ② 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 ③ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 ④ 上記②及び③について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。 9 人員基準欠如に該当しないこと。
	併設型 小規模 介護医 療院	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記併設型小規模介護医療院以外の場合の要件のうち1、2、5、6、7、8、9に該当すること。 2 I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。
(ユニット型) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	併設型 小規模 介護医 療院以 外のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 I型療養床を有する介護医療院であること。 2 I型療養棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。 3 I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し5：1以上であること。 4 看護職員の最小必要数の2割以上は看護師であること。 5 入所者等に対し、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること。 6 地域に貢献する活動を行っていること。 7 次のいずれかに適合していること。

		<ul style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の30以上であること。 <p>8 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の5以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ② 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 ③ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 ④ 上記②及び③について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。 <p>9 人員基準欠如に該当しないこと。</p>
<p>(ユニット型)Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)</p>	<p>併設型小規模介護医療院以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 Ⅱ型療養床を有する介護医療院であること。 2 Ⅱ型療養棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6:1以上であること。 3 Ⅱ型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し4:1以上であること。 <p>4 次のいずれにも適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上であること。 ③ 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の25以上であること。 <p>5 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。</p> <p>6 人員基準欠如に該当しないこと。</p>

	併設型 小規模 介護医 療院	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記併設型小規模介護医療院以外の場合の要件のうち1、2、5、6に該当すること。 2 II型療養棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。 3 次のいずれかに適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、19を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が100分の20以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合に、19を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が100分の15以上であること。 ③ 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、19を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が100分の25以上であること。
(ユニット型) II型介護医 療院短期入 所療養介護 費(II)	併設型 小規模 介護医 療院以 外	<ol style="list-style-type: none"> 1 II型療養床を有する介護医療院であること。 2 II型療養棟における看護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6：1以上であること。 3 II型療養棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し5：1以上であること。 4 次のいずれにも適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上であること。 ③ 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の25以上であること。 5 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。 6 人員基準欠如に該当しないこと。

(ユニット型) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	併設型 小規模 介護医療院以外	<ol style="list-style-type: none"> 1 II型療養床を有する介護医療院であること。 2 II型療養棟における看護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6:1以上であること。 3 II型療養棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数に対し6:1以上であること。 4 次のいずれにも適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の20以上であること。 ② 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の15以上であること。 ③ 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の25以上であること。 5 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。 6 人員基準欠如に該当しないこと。
---------------------------------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 夜勤勤務条件の基準

(介護老人保健施設型)

区分	基準	
	夜勤を行う看護職員または介護職員数	
基準型	(ユニット型) 介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上 (利用者等の数(本体入所者及び短期入所利用者の合計数)が40以下であって、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は1以上) ・ユニット型の場合は、2のユニットごとに1人以上 ・令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合には、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること

	<p>(ユニット型) 介護老人保健施設短期 入所療養介護（Ⅱ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上 (利用者等の数（本体入所者及び短期入所利用者の合計数）が 40 以下の場合であって、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は 1 以上) ・ 夜勤を行う看護職員の数が利用者等の数を 41 で除して得た数以上 ・ ユニット型の場合は、2 のユニットごとに 1 人以上 かつ 利用者等の数を 41 で除して得た数以上 ・ 令和 3 年 4 月 1 日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合には、2 ユニットごとに 1 人の配置に加えて、当該 2 ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること
	<p>(ユニット型) 介護老人保健施設短期 入所療養介護（Ⅲ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は 1 以上 ・ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備 ・ ユニット型の場合は、2 のユニットごとに 1 人以上 かつ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備 ・ 令和 3 年 4 月 1 日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合には、2 ユニットごとに 1 人の配置に加えて、当該 2 ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること
<p>減 算 型</p>	<p>基準の員数を満たさない日（暦月）が、 ① 2 日以上連続して発生 又は ② 4 日以上発生</p>	

(病院療養型)

区 分	基 準		
	病棟単位での入院患者数 に対する夜勤職員	1人当たりの月 平均夜勤時間数	
基 準 型	看護又は介護職員の数が、利用者等の数に対し30：1以上であり、かつ2人以上で、うち1人以上は看護職員 ユニット型の場合は、2のユニットごとに1人以上 令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合には、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること	(看護又は介護職員) 64時間以下	
夜間勤務 等看護加 算	I	看護職員の数が、利用者等の数に対し15：1以上であり、かつ2人以上	(看護職員) 72時間以下
	II	看護職員の数が、利用者等の数に対し20：1以上であり、かつ2人以上	(看護職員) 72時間以下
	III	看護又は介護職員の数が、利用者等の数に対し15：1以上であり、かつ2人以上で、うち1人以上は看護職員	(看護又は介護職員) 72時間以下
	IV	看護又は介護職員の数が、利用者等の数に対し20：1以上であり、かつ2人以上で、うち1人以上は看護職員	(看護又は介護職員) 72時間以下
減 算 型	基準の員数を満たさない日(暦月)が、 ①2日以上連続して発生 又は ②4日以上発生		

(介護医療院型)

区分	基準
基準型	<p><介護医療院の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う看護職員又は介護職員が、入所者等の数 30 人ごとに 1 人以上でかつ最低 2 人以上 ・夜勤を行う看護職員が 1 以上 <p><併設型小規模介護医療院の場合></p> <p>次のいずれにも該当する場合は、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される医療機関で夜勤を行う看護職員又は介護職員が 1 人以上 ・当該併設型小規模介護医療院の入所者等が 19 人以下 ・常時、緊急時に併設医療機関との連絡体制を整備している <p><ユニット型介護医療院の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 のユニットごとに夜勤を行う介護又は看護職員が 1 人以上 ・ 令和 3 年 4 月 1 日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場 合においては、2 ユニットごとに 1 人の配置に加えて、当該 2 ユニットに おいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増す ごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努め ること
減算型	<p>基準の員数を満たさない日（暦月）が、</p> <p>① 2 日以上連続して発生 又は ② 4 日以上発生</p>

《留意事項》

【夜勤時間帯】

夜勤を行う時間帯とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所において定めます。

【1 日平均夜勤職員数又は月平均時間数に係る減算】

夜勤職員の減算については、上記表のとおりですが、以下のいずれかに該当する月においては、利用者等（本体施設入所者及び短期入所利用者）の全員について、所定単位数が減算されます。

- ① 前月において 1 日平均夜勤看護職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割を超えて不足していたこと。
- ② 1 日平均夜勤看護職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から 1 割の範囲内で不足している状況が過去 3 月間（暦月）継続していたこと。
- ③ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の時間を 1 割以上上回っていたこと。
- ④ 月平均夜勤時間数の過去 3 月間（暦月）の平均が夜勤職員基準上の時間を超えていたこと。

※ ①及び②は介護老人保健施設型のうち(ユニット型)介護老人保健施設短期入所療養介護（Ⅱ）及び（Ⅲ）並びに病院療養型に、③及び④は病院療養型に適用されます。

【1 日平均夜勤職員数】

暦月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間数を、当該月の日数に 16 を乗じて得た数で除することにより算定します（小数点第 3 位以下切捨て）。

3 療養環境基準・設備基準

(1) 病院療養型「療養環境基準」

療養病棟の病室が医療法施行規則第 16 条第 1 項第 11 号イに規定する基準に該当していないこと。

医療法施行規則第 16 条第 1 項第 11 号

イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

(2) 診療所療養型「設備基準」

病室が医療法施行規則第 16 条第 1 項第 11 号イ又はハに規定する基準に該当していないこと。

医療法施行規則第 16 条第 1 項第 11 号

イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

ハ イ以外の廊下(診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下(診療所に係るものに限る。)の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。

4 利用者数、従業者の員数の基準

①定員超過

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均の 利用者数 が定員を超えた場合	翌月から 解消月まで ※利用者全員

《 留意事項 》

【利用者数】

利用者数は、1 月間(暦月)の利用者数の平均値を用いることとし、次の方法により算出します。
当該月の利用者延数÷当該月の日数（小数点位以下切り上げ）

②人員基準欠如

施設の区分	所定単位数の 減算基準	減算適用時期
-------	----------------	--------

介護老人保健施設型	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の員数の基準を満たしていない →70/100 適用	介護、看護職員
病院療養型 認知症疾患型	・ 僻地の医師確保計画届出施設 ・ 医師が基準員数の 60/100 を乗じて得た数未満 (看護・介護職員が基準の員数を満たしており、看護師が基準の員数に 20/100 を乗じて得た数いる。) →12 単位減算	・ 1 割を超えて減少 →翌月から 解消月まで ・ 1 割の範囲内で減少 →翌々月から解消月まで (翌月末日までに基準を満たせば適用しない) ※ 利用者全員
病院療養型 (介護職員が 4:1、5:1 の場合を除く)	・ 僻地の医師確保計画届出施設以外 ・ 医師が基準員数の 60/100 を乗じて得た数未満 (看護・介護職員が基準の員数を満たしている。) →90/100 適用	介護、看護職員以外
認知症疾患型 (介護職員が 4:1、5:1 の場合を除く)	看護・介護職員が員数の基準を満たしていない →70/100 適用	翌々月から解消月まで (翌月末日までに基準を満たせば適用しない) ※利用者全員
	・ 看護師が基準の員数に 20/100 を乗じて得た数未満 (看護・介護職員が基準の員数を満たしている。) →90/100 適用	
介護医療院型	医師、薬剤師、介護支援専門員、看護職員、介護職員の員数の基準を満たしていない	
	介護支援専門員及び看護・介護職員の員数を満たしているが、「看護職員の必要数に対する看護師の割合」が 2 割未満 (※)	翌々月から解消月まで (翌月末日までに基準を満たせば適用しない)

※ この場合は、次のように取扱います。

- ・ I 型介護医療院サービス費及び特別介護医療院サービス費については、それぞれ I 型介護医療院サービス費(Ⅲ)及び I 型特別介護医療院サービス費の所定単位数の 90%。
- ・ ユニット型 I 型介護医療院サービス費及びユニット型 I 型特別介護医療院サービス費については、それぞれユニット型 I 型介護医療院サービス費(Ⅱ)及びユニット型 I 型特別介護医療院サービス費の 90%。

5 医師の配置基準

医療法施行規則第 49 条適用	療養病床を有する病院であって、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が 100 分の 50 を超えるもの
基準	上記以外

6 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

7 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>